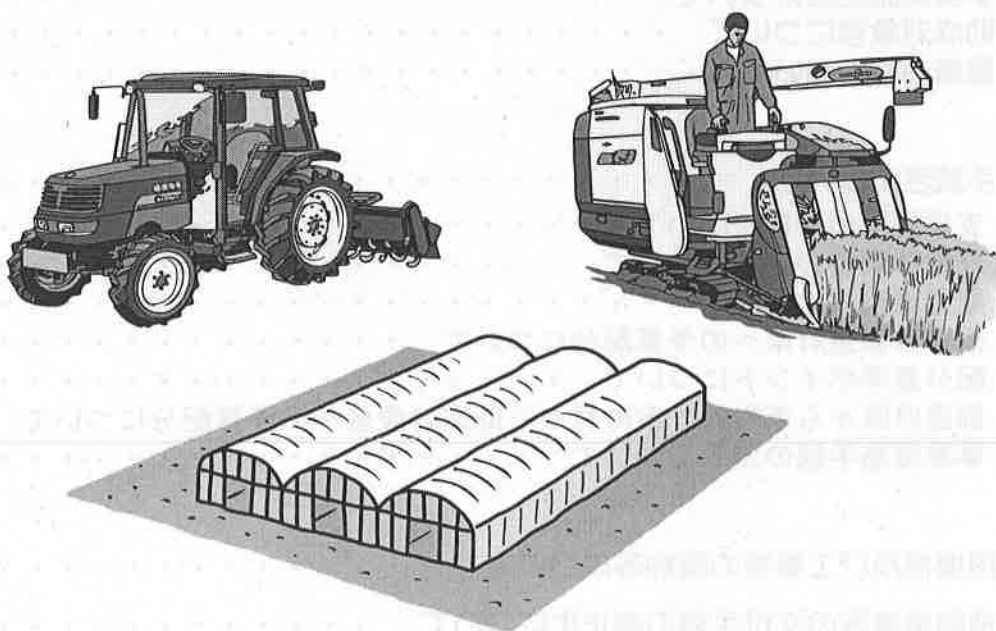


H25.4版  
未定稿

この資料は、平成25年度予算の成立を前提として作成しているため、成立した予算の内容に応じて事業内容、採択要件、様式等の変更があり得ることにご注意願います。

# 平成25年度 経営体育成支援事業

適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対し農業用機械等の導入を支援します。



農林水産省

# 目次

1. 経営体育成支援事業について	1
2. 平成25年度事業の改正ポイント	3
3. 補助方式の変更について	4
4. 融資主体補助型経営体育成支援事業について	4
(1) 適切な人・農地プランとは	4
(2) 事業実施地区について	5
(3) 事業内容の統合について	6
(4) 助成対象者について	6
(5) 事業内容について	7
5. 追加的信用供与補助事業について	8
6. 条件不利地域補助型経営体育成支援事業について	9
(1) 事業実施地区について	9
(2) 助成対象者について	9
(3) 整備内容について	9
7. 実施手続きについて	11
(1) 支援計画の作成について	11
(2) 経営体調書の作成について	12
(3) 要望調査について	14
(4) 国から都道府県への予算配分について	15
(5) 配分基準ポイントについて	16
(6) 都道府県から市町村、市町村から助成対象者への予算配分について	17
(7) 事業実施手続の流れについて	18
8. 農業用機械及び工事等の契約等について	19
9. 間接補助事業等の交付手続の適正化について	19
10. 補助事業等における消費税の取り扱いについて	20
11. お問い合わせ先	25

# 1. 経営体育成支援事業について

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援するとともに、重大な気象災害が発生した場合、当該被害の状況等を総合的に判断し、農産物の生産に必要な施設等の再建等を支援します。

また、経営規模が小規模・零細な地域の意欲ある経営体に対し、共同利用機械等の導入を支援します。

## 事業の構成

経営体育成支援事業は、次の事業により構成されています。

- 1 融資主体補助型経営体育成支援事業
- 2 被災農業者向け経営体育成支援事業  
※災害対策を実施する場合のみ支援
- 3 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

### 融資主体補助型経営体育成支援事業

融資主体補助型経営体育成支援事業は、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資を受けて農業用機械や施設の導入、簡易な土地基盤の整備を行う場合の経費を支援する事業です。

#### ① 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等に対する支援

中心経営体等が、主に金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入する場合に、最大で取得価格の3/10まで助成します。



取得価格**1,000**万円（税込）



融資を活用して、トラクターを取得（取得価格**1,000**万円する場合、最大で300万円の助成を受けることができます。  
自己資金や融資枠が不足している場合でも、必要な投資を行うことが可能になります。

#### ② 経営体の信用保証を拡大（基金協会による金融機関への債務保証の拡大）

①に取り組む中心経営体等に対して、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を図ります。



融資を受けたいが、担保が不足しているし、保証人になってくれる人もいないんだよな。



原則として、融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしで、農業信用基金協会による機関保証を受けることができます。

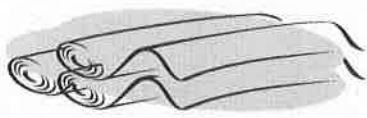
## 被災農業者向け経営体育成支援事業

被災農業者向け経営体育成支援事業は、重大な気象災害による農業被害を受けた経営体が農業経営の安定化を図るため農産物の生産に必要な施設等の復旧・再建等を行う場合の経費を緊急的に支援する事業です。

※事業の詳細は、省略しています。

### ① 重大な気象災害により被災した農産物の生産に必要な施設等の再建等に対する支援

重大な気象災害による農業被害を受けた経営体の農業経営の安定化を図るため、融資を活用、若しくは地方公共団体により支援を受け、農産物の生産に必要な施設等を復旧・再建する場合に最大で再建等に要する経費の3/10まで助成します。



修繕費（資材費）100万円



融資を活用、若しくは地方公共団体による支援を受け、農産物の生産に必要な施設等を修繕・再建等する場合、最大で30万円の助成を受けることができます。

### ② 経営体の信用保証の拡大を支援

①に取り組む経営体に対して、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を図ります。



融資を受けたいが、担保が不足しているし、保証人になってくれる人もいないんだよな。



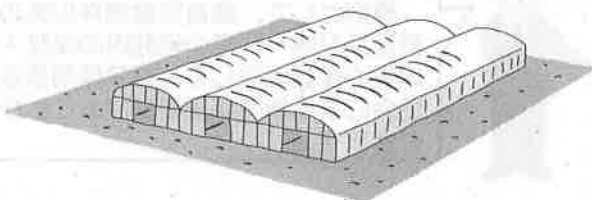
原則として、融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしで、農業信用基金協会による機関保証を受けることができます。

## 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

条件不利地域補助型経営体育成支援事業は、経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業です。

### ○ 経営規模が小規模・零細な地域における意欲ある経営体に対する支援

経営体が経営の高度化を図るために必要となる共同利用機械等の導入に際して、取得価格の1/2（上限4,000万円）まで助成します。



農業者の組織する団体の他、農業協同組合、第3セクター等が助成を受け整備することができます。

## 2. 平成25年度予算及び平成24年度補正予算の改正ポイント

**Point 1** 適切な人・農地プランの作成・推進を支援します。

**Point 2** 間接補助事業の仕組みを導入します。

**Point 3** 「新規就農者補助事業」と「集落営農補助事業」と「融資主体型補助事業」を“融資主体補助型”として一本化します。

**Point 4** 融資主体補助型：助成対象者を見直します。

**Point 5** 融資主体補助型：事業費に占める融資割合を見直します。

**Point 6** 融資主体補助型：助成額の算定方法を見直します。

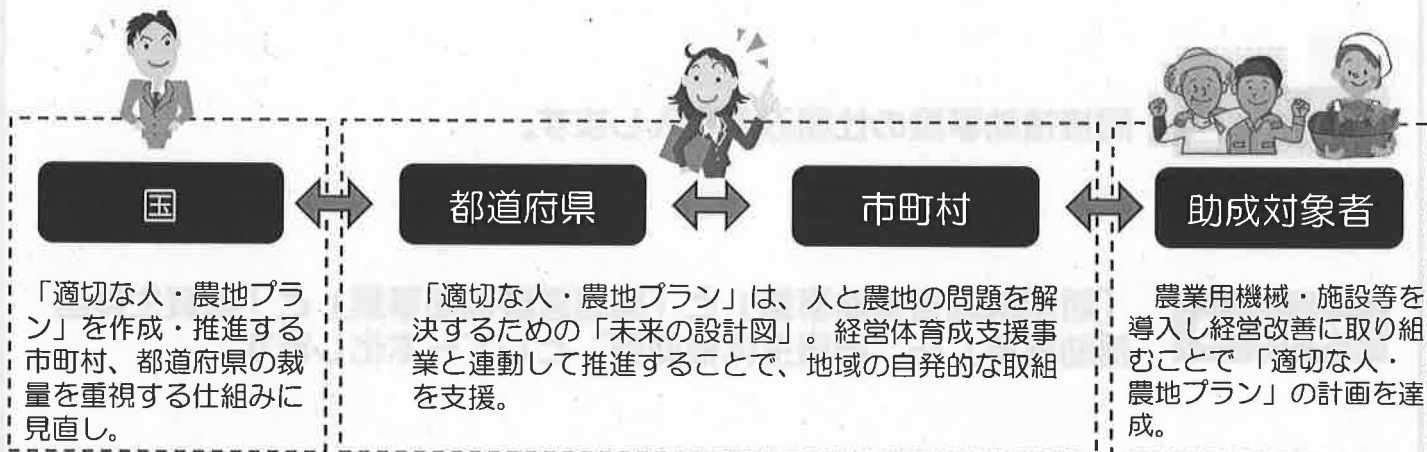
**Point 7** 配分基準ポイントの算定方法を見直します。

5年後、10年後においても地域農業が健全に維持・発展されるように、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等のみなさんの取組を支援します！



### 3. 経営体育成支援事業は、国による直接採択事業から都道府県を經由する間接補助事業に実施方式を変更し、平成24年度補正予算から実施しています。

経営体育成支援事業は、「適切な人・農地プラン」の作成主体である地方公共団体が行う各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施します。






### 4. 融資主体補助型経営体育成支援事業について

#### (1) 適切な人・農地プランとは？

適切な人・農地プランとは、集落・地域レベルにおける話し合いを通じて地域農業の実情や地域の中心となる経営体の意向が反映され、かつ、必要な手続に沿って作成されていることを前提として、以下の①～③の全てを満たしているプランです。

経営体育成支援事業の実施に当たっては、都道府県が本事業の実施に当たって事業実施主体からの支援計画の提出時（承認申請時）に、以下の事項を確認することをもって適切性を判断してください。

- ① 人・農地プランの作成に当たって、主要な農業者（入り作者等を含む。）の意向を踏まえて人・農地プランの原案等の作成が行われるとともに、話し合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも内容が共有されていること。 
- ② 話し合い等の活動の中で今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）についても、十分検討されていること。 
- ③ 今後とも、話し合い活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。 

## (2) 事業実施地区について

経営体育成支援事業の支援対象地区は、「適切な人・農地プラン」を作成した地区において、同プラン地区内で「経営体育成支援計画」を作成している必要があります。

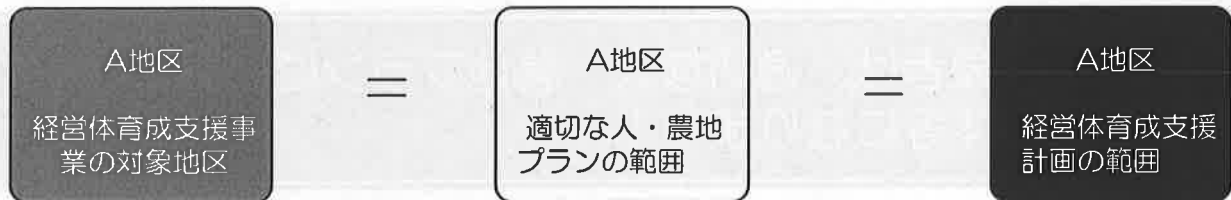
また、「適切な人・農地プラン」と「経営体育成支援計画」の対象範囲は、原則として一致させるものとします。

(中心経営体等の育成・確保のために必要な場合は除く。以下、※2参照)

【経営体育成支援事業の支援対象地区確認表 ○：作成済、×：未作成】

地区名	適切な人・農地プラン	経営体育成支援計画	支援対象地区の判断
A地区	○	○	○：支援対象地区の条件を満たしている。
B地区	○	×	×：「経営体育成支援計画」の作成が必要。
C地区	×	○	×：「適切な人・農地プラン」の作成が必要。
D地区	×	×	×：「適切な人・農地プラン」と「経営体育成支援計画」の作成が必要。

※1： 原則として、「適切な人・農地プラン」と「経営体育成支援計画」の対象地域の範囲は一致すること



※2： ただし、中心経営体等の育成・確保のために必要な場合は、プラン作成地区内の一部又は隣接する複数の地区（当該地区の一部を含む。）を事業実施地区とすることが可能



**(3) 平成24年度まで実施していた「新規就農者補助事業」及び「集落営農補助事業」は、「融資主体補助型経営体育成支援事業」に一本化します！（平成24年度補正から）**

融資主体補助型経営体育成支援事業は、新規就農者や集落営農組織を含めた中心経営体等が融資を活用して農業経営の改善・発展に取り組む場合に支援する仕組みに一本化します。

○ 融資主体補助型経営体育成支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	補助率	備考
融資主体補助型補助事業	中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営展開を支援。	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等。	事業費の <b>3/10</b> 以内 若しくは融資額のいずれか低い額。 (融資残額上限)	新規就農者補助事業、集落営農補助事業を融資主体補助型に一本化。
追加的信用供与補助事業	融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証を拡大。	農業信用基金協会。	定額。	継続

**(4) 助成対象者は、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等になります！**

助成対象となる経営体は、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は、人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると事業実施主体が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体（農産加工・販売等に取り組む女性グループ等）が対象となります。

